修徳まち通信

発行所
修徳自治連合会
修徳まちづくり委員会
監修 平井常夫
発行責任者 小西宏之
URL http://www.fureaishutoku.jp/
E-mail:zitikai@fureaishutoku.jp
印刷所 (有)章美プリント

地区整備計画具体化の年

住み続けたい『まち』づくり

十年来あらゆる機会に表現された学区の皆さんの『まち』への「想い」は、昨年度、『修徳学区の地区計画』として、都市計画決定された。その地域には、その地域の個性がある。どんなに早く京都市全体として条例化しても、誰が考えた『まち』に基づいて制定されたのかわからないものでは、個別学区民の満足は得られない。学区民がよいと想う『まち』を、学区民自身がつくっていかねばならない。『修徳学区の地区整備計画』を具体化していくには、規制のかかる土地や建物、景観、風俗営業の問題だけでなく、学区民の精神的物質的な生活環境全体を包む『まち』の全体像を描きたいものである。

考えよう

『まち』によい設備 『ひと』に思いやり

『まちづくり』の出発点は一致している。きれいで、誇りをもって住み続けられ、『ひと』の思いやりと、ふれあいのある『まち』をつくる。

この地域は古代中世の公家文化だけでなく、近世以降の室町通、新町通を軸とした商工業をも含む、広い意味での文化と自治の伝統が息づく。個人個人が意識するしないにかかわらず、学区民の心の深いところで絆になっている。近郊大都市とのアクセスが便利で、町並みに京都らしさが残っている。住民同士のレベルの高さが自覚されていて、いい地域に住んでいる誇りがある。学区の皆さんが、愛着をもって、「住み続けたい」と思う『まち』の素地は、すでに、形成されている。

この『まち』の本来のよさをどうしたら守れ、もっとよくできるか。学区の皆さんが、いろんな機会に、答えられ発言され、議論されてきた『まち』についての「想い」から、『まち』をよくする要因と、逆に問題点も投げかけてみたい。

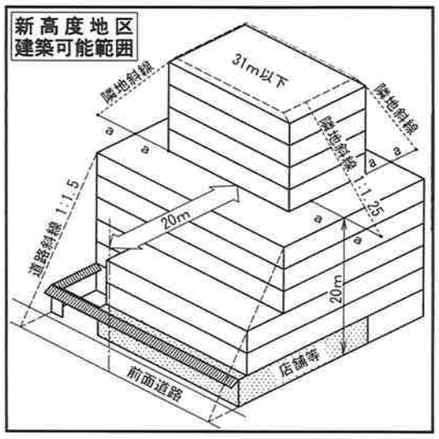

四階以上は三階より壁面を後退させる必要

マンション

京都らしい軒や庇 周辺の圧迫感軽減

それも、修徳学区のまちづくりテーマ『社会教育プラザ 花と緑 健康と福祉』を具体的に実現する生活態度を話のいとぐちにして、ご一緒に考えていきたい。

(二、三面に関連記事)

『京都都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会』の提言

京都都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会

櫻田副会長 市民委員として活躍

『京都都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会』は平成十三年一月十五日の第一回審議会から、平成十四年四月十七日第七回審議会まで、一年三ヵ月にわたって議論をつづけた。その審議会で、市民委員の櫻田副会長は、伝統的な本物の心と形を現代の価値観の中に生かす地域住民の立場を代弁してきてくれた。

今回まとめられた提言の議論の内容を紹介しておきたい。

(1) 議論の主な考え方

(イ) 京都の都心部の町家と点在する社寺、近代建築をも含む京都らしい都市空間を大切な『まちなみ資源』と考える。

(ロ) グローバルな都市間競争の時代には、歴史や文化といった『地域の個性』を再認識したい。

(ハ) それを急速に変貌させつつあるマンション建設を、まちなみに調和させる。

(ニ) 平成十年に職住共存地区の整備ガイドプランを策定し、住民が広く地域の将来像を共有し、それを都市計画（地域協働型地区計画）に定めることを、都心再生に向けた取り組みの中心に位置づけた。

(ホ) しかし、その取り組みには、大変な労力を要するのも事実である。

(ヘ) 住民先導の計画を支援するため、早急に有効な都心再生策を示す必要がある。

高度利用には賑わい施設が条件

住民主導の計画を支援

(2) 京都市への提言

(イ) 町家に関する相談窓口をもっと強化する。町家に継続して住め、新たに良質な木造建築を建築できる防災面、技術面の開発を求める。

(ロ) 都市景観からみると、現行の「道路斜線の緩和規定」により、町家が連なる街区の中にセットバックしたボリュームの大きいものが建つことが問題である。

(ハ) 職住共存地区の職の部分は、欠かすことができない。建物の低層部にまちのにぎわいを与える施設などを誘導する。

(ニ) 一定の高さを超える高度利用に対し、採光や通風といった周囲の環境に配慮した基準を設ける。

平成十四年八月に、京都市計画局は、この『提言を受けた新しい建築のルールについて』および『条例案』を発表した。

(左上に関連記事)

『京都都心部のまちなみ保全・再生に係る審議会』の提言を受けて、京都市の『新しい建築のルール』は、市議会を通過した。これが『地区整備計画』の出発点となる。

(1) 容積率と高さ制限

(イ) 五条通、烏丸通の幹線道路沿い
容積率 七百%
高さ制限 四五米

(ロ) 内部地区
容積率 四百%
高さ制限 三一米

(2) 建築物の各部の高さ

(イ) 前面道路含む二十米までは、周辺の圧迫感を軽減するため高さ二十米とする。

(ロ) 前面道路向こう側境界線から約五六度の斜線以内にする。

(ハ) 三百%を超える共同住宅を建築する場合は、店舗等のにぎわい施設をつくる。

(ニ) 道路向こう側に、建物のセットバック距離と同距離を設定し、それを道路斜線の起点とする緩和措置は廃止する。

(ホ) 二十米より高い部分は隣地から約五二度の斜線以内とする。道路に面した一階に軒、庇などを設ける。

(3) 軒、庇などを設ける。

(4) 美観地区第四種地域の指定で、風俗営業は禁止される。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十六条の二 罰則あり

ごみを燃やすことを禁止

ダイオキシンの健康被害を重視

平成十一年五月一日には『京都市小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要項』が発効した。それ以来三年間も、京都市環境局は市民しんぶんで「ごみ焼却炉の使用を自粛しましょう」と訴え続けてきた。『まちづくり』にふさわしいのは、罰則がないとやめないのではなく、ばいじんと悪臭の迷惑や、ダイオキシンの健康と同然の家庭の簡易なごみ焼却炉やごみで焚ける風呂釜など、廃棄物処理基準に満たない機器で『ごみを燃やすことを禁止』（第十六条の二）した。ごみを燃やすこと自体を禁止する法の精神とみる。これに違反すると『三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金』に処する。なお通報があれば、行政が立入調査し、法律により処置される。

ダイオキシンなど化学物質の健康への影響を重視して、これを犯罪と認定する時代をよく理解することである。ごみが減少するシステムをつくるのが望ましいが、燃やす場合は、排気一立方米当たり〇・一ナノグラム（百億分の一グラム）の規制値をクリアしている市の焼却設備へ出すのが当然の配慮である。

不安の情報を知って、他人への配慮で自主的にやめる『ひと』である。

直接、苦情を言うことで、近隣コミュニティをこわすのは心配だろう。直接的な個人同士の関係を、間接的な個人と法律の関係にしてくれる法律と罰則の適用は必然になってきていた。

平成十四年十二月一日に『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』が改正された。既に禁止されている「野焼き」

ごみの燃焼機器の規格
①空気入口及び煙突の先端以外に、焼却設備内と外気が接することなく、燃焼ガスの温度が八百度以上の状態で定量づつ焼却できる。
②必要な空気が供給できるファンが設置されている。
③外気と遮断された状態で廃棄物を投入できる。
④燃焼室に電気式温度計が設置されている。
⑤燃焼ガスの温度を保つため、灯油や都市ガスの助燃装置が設置されている。

ときびしい。価格面でも、家庭で規格を満たした設備をつくるのは採算に合わないだろう。

花と緑

地球温暖化防止と景観に花と緑
害虫と感染症との関係を注視

『まちづくり』では、マンションやビルの周囲や大きいガレージに、学区のCO_2を吸収する植樹や花壇を義務づける計画をつくりたい。地球温暖化防止の問題は、南の国ツバルが水没するとかの一般論ではない。健康に関わる害虫と感染症との関係を注視したい。

アメリカニューヨークで西ナイルウイルスが猛威をふるい、二千人以上が感染し百人以上も死んだ。熱帯アカイエカが感染の宿主である。関西空港では、海外からの航空機のなかの蚊を採取して侵入を防止している。やがて、マラリアや黄熱病なども北上してくる。

花と緑の栽培では、肥料としての使用を法律で禁止している糞尿はもちろん、生ごみ、油粕など処理していない有機肥料は、害虫のハエ、カ、ゴキブリなどを発生させ、O-157やサルモネラなどの感染症の二次感染の原因をつくる。害虫が発生する栽培法をやめないで、害虫に農薬殺虫剤を大量に多用すると、発ガン性や生殖異常を起こす化学物質で、近隣への健康不安をもたらす。雨が化学物質を河川、海へ流して、魚介類を汚染し人間に環流してくる。

地球温暖化防止は、身近でトータルな生活の観点を忘れてはならない。

▲修徳公園の滝の上の緑

健康と空気

きれいな環境づくりを
化学物質で汚さない生活

きれいな環境づくりの第一は、言うまでもなくみんなが吸う空気で、個人が勝手に周辺の空気を汚すのは許されない。例えば、こんな話し声が聞こえるようだと困る。

「ごみを燃やすイヤな臭いがいつもする」「窓も開けたくないね」「夜中も、ビニルを燃やすのか、臭いねぇ」「悪臭で胸がぜいぜいするのでお医者さんにいくと〝風邪じゃない。やめてもらえないの〟といわれる」。

ごみを燃やす問題点を考えてみよう。

(1) 家庭の簡易型のごみを燃やす機器は、〝本格的な大型焼却炉で一番多くダイオキシンをだす最悪のもの〟と比べて、二十倍ものダイオキシンがでる。
（ABCテレビ・摂南大宮田教室）

(2) ダイオキシンをだすごみ燃焼機器の周辺は排気量と煙突の高さなどで広狭はあっても、その内側（例えば百～二百米の範囲）は、その外側よりも、病人が多い。（朝日新聞報道）

(3) ダイオキシンは、体重一キロ当たり四ピコグラムで影響が出る。（ピコは一兆分の一。スプーン一杯の砂糖を一兆で割ることを想像できるか。）

(4) ダイオキシンの疾病
(イ) 各臓器ガン
(ロ) 胸腺萎縮（免疫不全に）
(ハ) 肝臓、腎臓障害
(ニ) 神経や関節の障害
(ホ) 心臓、肺の水腫
(ヘ) 生殖障害
（胎児乳児期に影響が大きい成人後精子異常の不安がある）
(ト) アトピー性皮膚炎（九大環境医学研究室）
（ダイオキシン」岩波新書）

ジーゼル車の排気の粒子状物質もダイオキシンも、ナノやピコレベルの極微量が健康被害を起こす。「うち一軒くらい」は通用しない。ひとの健康への配慮がほしい。

健康と水

雨水利用は大丈夫？
健康の視点から水活用

最近の新聞報道によれば、京都市は、NPOの雨水利用の活動に触発されてか、学校、企業、家庭などで、雨水を屋根や屋上などから貯め込んで利用していくという。

レジオネラによる肺炎は、アメリカの在郷軍人病から有名になった。要は、ビルの屋上の冷房の冷却水のレジオネラがビルの下へ飛び散り歩行在郷軍人に感染した。最近では、二十四時間風呂の湯や温泉の湯にレジオネラの発生があり死者をだしている。若者でも疲れている時とか、幼児や高齢者など健康弱者がかかる日和見感染だ。

雨水が流れる屋根と貯蔵タンク内の空気との接触面など発生と増殖の条件はある。学校などで撤いて感染者をだしてからでは遅い。普及への推奨には、感染症予防の事前対策とか、行政の敏感な対応が必要である。

水道水の生産に使う電気のための水道代の削減は、環境家計から外すべきだ。O-157など感染症の予防に、手や食器は、石けんや洗剤と水道水の流水で洗う。ため水は使うべきではない。運輸車両の運行方法の改善や企業家庭の冷暖房など伸びの大きい部分で省エネを実現すべきである。

健康と日照

建築は日照確保が条件
うなぎの寝床に有効な日照を

今回のマンション規制議案（一面に関連記事）は、『地区整備計画』策定の支援になる。それに修徳学区民の望む内容を追加すればよい。

(1) 追加内容を考える場合の前提要件

「うなぎの寝床」といわれる京都の民家は両側の壁面には窓がなく、当然、日照の取り入れ口は表と裏の二面に限られる。

(2) 『修徳学区の地区整備計画』策定からみた追加条件の一例

(イ) 新規のマンション建設は、冬の日照角度で、日照が一定時間（表か裏で採光可能時間を決める）に満たない家がないことを近隣の立体図面で確認することを許可条件とする。

(ロ) マンション周囲に一定幅の空地と植樹を義務づける。

なお、いつも、規制は地価の下落をもたらすといわれる。福祉施設と修徳公園中心の学区の景観と、条例で風俗営業禁止や美観地区指定などがあり、住宅地の環境が整うので、その心配はないと想定している。

視点

マンションとの交流
顔の見える近隣へ

修徳学区の人口をみても、町家の居住者とマンション居住者が、並立する状況である。一方に、行政と強く結びついた各種団体を擁する修徳自治連合会があり、他方に、マンションに自治会はあるものの、社会生活に共同体としての繋がりを欠いている。京都市の行政の基盤となる地域住民の組織が二分されて、市民参加の行政効果をあげ得ないことも問題である。

マンションという概念は、マンション内の他の居住者と全く関係なしに暮らせる構造なのである。孤立して生活できる典型的な市場経済にふさわしい建物である。

町や学区でも、個人のプライバシィだけを主張し、孤立して生活しようとすればできる。しかし、道路を中心にした両側町の町家の構造は、居住者が外に出れば、近隣の人たちにふれ、あいさつをし語り合う。町内会の行事や会合で居住者同士の絆も確かめ合える。顔が見えている共同体である。生活のなかで起こる問題ごとの相談や解決にも、危機管理にも、公私にわたり威力を発揮する。

マンション居住者にも、防犯、防火災や生活問題もある。その地域に住む意味を、文化財や祭、伝統に触れ、ひとり暮らしの高齢者も、親と子供たちも、地域の絆にふれ、ひいては、マンション内の居住者同士の顔も見え、絆が生まれることが大切である。

では、現時点でのマンションとの関係を見てみよう。

（類型1） 京都人は、祖父母や父母の代に京都に移住してきたひとも多い。よそ者として扱われた経験もある。知らない人を警戒してつき合わないのは自然の成り行きで、ありのまま認めればいい。両居住者は、疎遠のままである。

（類型2） 地蔵盆や稲荷祭にマンションの子供たちを親とともに招待する。話ができふれあえる。個人が町の人たちと同じ寄付をして行事に参加していく。

（類型3） マンション全体が町内会に入り、自治連合会に直接入る。町内会の行事は参加しない。

（類型4） 個人的な参加【類型2】から、あるいは、町内会経由も含め、自治連合会とマンションとの関係【類型3】から、マンション全体も個人も、町内会の行事や活動にも、学区の行事や活動にも参加できる。組織としては、町内会加入のうえ、町内会を通じて自治連合会に加入する。

とにかく、町内会と自治連合会との共通認識を前提に、マンション自治会や新築施主に『まちづくり』の想いを伝えていきたい。

健康と道路

安心して歩けるまち
電線が中空の景観崩す

小学二年までは、不法駐車している車があるだけで、もう道路全体の状況判断が即座にできないという。心理学の常識らしい。高齢者、障害者、そして、幼児が交通弱者である。安心して歩ける道路はつくれるか。

(1) 狭い道路を広くという声もある。区画整理事業ができるか。

(2) 生活道路と指定できる場合、歩行者道路にできるか。

(3) 電線が中空の景観を崩している。電柱は地下に埋めるか。

(4) 車のスピードがでないように車道幅を車ぎりぎりに狭くし部分的に曲げるか、速度の器械規制地区にするか。

(5) 歩道と車道を同じ平面にするか。

(6) カラー舗装か、水が地面に染み込むエコ舗装にするか。

つぎに、道路の美化ができるか。

発ガン性の浮遊粒子状物質で、「深呼吸する気になるかね」と石原都知事が叫び、規制値をクリアしていないジーゼル車の通行を禁止したのに学ぶか。たばこや飲食容器のぽい捨て、犬の糞の放置などに罰則つきのモデル地区条例をつくるか。

▲三条通の車道と歩道のバリアフリー
木屋町通のように、ジグザグ方式もある。

▲南部クリーンセンター第1工場

福祉

修徳特別養護老人ホームと気楽に交流

ふれあいの中で

布屋町　中谷　千枝

自分も高齢者の仲間入りをして、おとしよりの気持や接し方を知りたくて、昨年末より、修徳特別養護老人ホームで、週一回（半日）のボランティア活動に参加しています。

八月の修徳ふれあい祭には、多勢の入所者さんが参加され、とても喜んでくださいました。ほとんどの方が車椅子での参加でしたが、主催者の皆様も気持よく迎えていただき、高齢者の福引で、すてきなカバンを当てられた方、可愛い靴下を選ばれた方、鮎の塩焼を夕食の一品にと、たのしまれた方、缶ビール一杯で真っ赤になって、お部屋に戻ったとたんに寝入ってしまった方、夜も舞台の前で長い間、音楽を楽しまれた方など、みんな良いお顔をしておられました。入口で頂いた素敵な巾着袋（きんちゃくぶくろ）にお人形をいれて、いつも手ばなされない方もいらっしゃいます。

こうした中で、地域とのつながりが強まれば、公園やご近所の散歩もいきやすくなるのではないかと思っています。

まだ職員さんも、ボランティアも不慣れなので外出は余り出来ていません。

他の学区からのボランティアの方数名と職員さんとで、月一回、勉強会のようなものをして、意見交流もしています。地元からもお気楽にご参加いただければうれしいです。

福祉

修徳特別養護老人ホーム

ボランティアとともに創る施設めざす

■連絡先■ 351－2181 林 道也

京都市修徳特別養護老人ホームは「ボランティアとともに創る施設」をめざします。

この修徳ふれあい福祉会館には四階に「ボランティアルーム」があります。ゆくゆくはこの部屋がボランティアの方々の交流の場、情報交換の場、学びの場になっていくことを望んでいます。

施設を運営していくうえで、職員の手や目が届かないところが、数限りなくあります。ボランティアの助けがなければ、よい施設はできない、とまで言う人がいるくらいです。

オーストラリアのある代表的な高齢者施設では、職員の数と同じくらいのボランティアが活躍していると聞いています。

福祉施設「修徳」では、ボランティアの方をお待ちしています。何でも構いません。その人が得意とすることや、出来ることをやっていただきたいのです。

▲ふれあい広場の車いすのみなさん。

下京区共同募金会・社会福祉協議会合同研修会

地域住民など活動の担い手育てる
福祉活動情報のネットワーク拡充

下京区の共同募金会と社会福祉協議会（以下、区社協という）との合同研修会が、九月二十七日（金）午前八時三十分から、兵庫県淡路島旅館うめ丸で、三十四人が参加して実施された。

「社会福祉法」「介護保険法」が施行され二年が経過したが、激変している現在の状況に対応した現代的な取り組みを展開する必要がでてきた。共同募金会と社協は、手を携えて、新しい活動をすることが求められており、その方向を探るための研修会であった。

(1) 区社協活動の基本視点

(イ) 住民、ボランティア、高齢者、児童などの市民の「地域福祉活動へ参加」それ自体を目標とする。

(ロ) 市民活動と行政との協働を進展させる。

(2) 区社協の基本機能

(イ) 活動の担い手の育成・スキルアップなどの機会を提供していく。

(ロ) 住民、行政、ボランティア、NPOなどの組織と情報システム両面のネットワークづくりをベースに、地域社会の変化に即応する先駆的な地域福祉活動を推進する。

(ハ) 地域住民が安心して自立生活ができるように支援システムづくりを推進する。

(3) 学区社協の福祉活動

区社協活動の基本的な考え方を学区社協へ適用する。学区社協で広がっている活動をさらに、重点的に進める。

(イ) ボランティア活動

(ロ) 健康すこやか教室

(ハ) 会食会

(ニ) いきいき学習教室

(ホ) 福祉教育に関わる子育てサロン、子ども会

(ヘ) 障害者の地域交流活動

(ト) 防災面からも高齢者・障害者など要支援者対象の福祉マップの必要性の認識

学区の皆さんにぜひ、ご理解をいただきたい。

社会福祉協議会
会長　松本　祥男

平成十四年度　市区社協セミナー

社会福祉基礎構造改革

京都市ならびに、各区の「社会福祉協議会役員セミナー」は、七月二十三日（火）午後二時三十分から、リーガロイヤルホテル京都で、約三百五十名が参加して開催された。

市社協会長北川龍市氏の基調報告『社会福祉協議会をとりまく情勢と当面する課題』を中心にご紹介したい。

平成十二年六月「社会福祉法」がスタートしたが、本年度は経済不況、地方自治体財政の危機的状況というなかで、平成十五年四月から施行される地域福祉計画の策定や障害者福祉サービスの利用制度化、介護保険制度の見直しなどを迎える年である。社会福祉基礎構造改革の中心として、社会福祉協議会の取り組みは、これからが真価を問われることになる。

今年度の重点課題

(1) 市、区社協における「地域福祉活動」の策定

(2) 「京都市ボランティアセンター」の開設準備事業

(3) ボランティア活動の充実

(4) 地域福祉活動の充実

(5) 相談、援助活動の充実

(6) 福祉事業の安定経営と充実

(7) 法人運営の基盤強化

社会福祉協議会
会長　松本　祥男

修徳学区人口推移

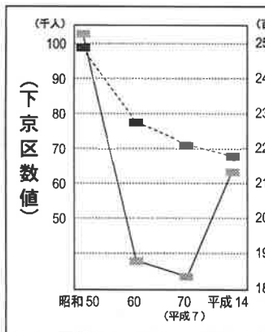

（注）京都市の人口が、147万人前後で横這いなのに対して、下京区の人口は減少しつづけている。

下京区社会福祉協議会において、下京区内23学区の平成14年度人口推移を調査し、それぞれの学区内の福祉状況の把握、参考にと発表された。修徳学区もご承知のとおり、「少子高齢化」状態で、65歳以上の高齢者の全人口に占める割り合いは、京都市全体で17%、下京区全体で24%、修徳学区は21%である。ちなみに、修徳学区の昭和50年の高齢者の比率は14%であった。

人口については、昭和50年の2,500人から60年1,889人、平成7年（換算70年）1,832人と減少傾向から、ここ2年ほどは少しづつ増加して、本年は2,136人と2千人を超えた。これは、特に、ファミリーマンションの増加がその背景にあると予想されている。

（資料提供　社協会長　松本祥男氏）

修徳デイサービスセンター

募集 ボランティアさん

351-2191　中澤そよ子

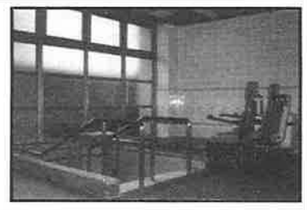

修徳デイサービスセンターでは利用者の方々のニーズを大切にし「一日が楽しかった。また、次回の利用も楽しみだ。」と思っていただけるようなひとときを提供できるよう、日々心がけています。

介護疲れのご家族の方々に、この時間を憩っていただけます。

今回、その楽しいひとときを、私たちとともに提供してくださるボランティアさんを、募集しています。

活動内容

利用者（お年寄り）とのお話相手、入浴後のドライヤーによる整髪、レクリエーション補助など。

活動日

月曜から金曜日の間で、一日二～三名。

活動時間

午前九時半から午後三時半の間で、ご都合のいい時間。

お昼を超えて活動していただける方には、昼食（利用者さんと同じもの）をご用意させていただきます。

興味をもたれた方で、ご希望の方がございましたら、お気軽にご連絡ください。

京都市景観・まちづくりセンター

協議会として承認

修徳まちづくり委員会

平成十四年十月一日に修徳まちづくり委員会が京都市景観・まちづくりセンターから『まちづくり協議会』として承認された。これによって、修徳学区の『地区計画』を『地区整備計画』に移行させていく場合、費用の半額助成を受けることができ、いろんな見学会や検討会に、専門家の派遣などの便宜を計ってもらえることになる。

社会福祉法人　京都福祉サービス協会
高齢者福祉施設　修徳
京都市下京区新町通松原下る富永町110-1
◆特別養護老人ホーム　☎351-2181
◆ショートステイ　☎351-2181
◆デイサービスセンター　☎351-2191
◆在宅介護支援センター　☎351-2152
◆児　童　館　☎353-6399